

・ 戸建住宅向け ・

充電設備

普及促進事業

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて充電設備の導入を支援します。



助成対象者	東京都内の既存戸建住宅に設置する充電設備の所有者（個人）
概要	東京都内の戸建住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。
事業期間	令和9年度まで（年度ごとに受付期間を設けます。）

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）都市エネ促進チーム

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル

TEL：03-6633-3819

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/home-evcharge-support>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00



助成制度内容

助成対象 設備・要件

- ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ②東京都内の既存戸建住宅に設置すること(新築不可)。
- ③経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ④新品であること。

助成対象 経費・助成額

助成対象設備	助成対象経費	助成額
通信機能付き充電設備	設備購入費	上限 30 万円 / 基
上記以外の充電設備 ※太陽光発電システムの設置または 再生可能エネルギー100%の 電力契約を行っていること。	設備購入費	定額 2.5 万円 / 基
	設置工事費	

※助成額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。

申請について

工事完了後に交付申請
※交付申請は原則として「オンライン申請」となります。
※令和6年4月1日以降に設置したものが助成対象になります。

詳細は
こちら

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/home-evcharge-support>



自宅が集合住宅(マンション等)の場合は

「充電設備普及促進事業(集合住宅向け)」がご利用いただけます。

助成対象者

東京都内の集合住宅に住民用として設置する充電設備の所有者
(法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース事業者)

助成対象設備

- 充電用コンセントスタンド ●充電用コンセント
- V2H充放電設備 ●超急速・急速・普通充電設備

事業期間

令和9年度まで(年度ごとに受付期間を設けます。)

概要

東京都内の集合住宅において電気自動車等の充電設備を設置する方に対して経費の一部を助成します

詳細は
こちら

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

